

昭和39年9月30日  
陸幕厚第230号

改正 平成元年2月28日陸幕法第10号  
平成19年3月28日陸幕法第61号  
平成21年2月3日陸幕法第10号  
平成30年3月14日陸幕法第104号  
平成31年3月25日陸幕厚第42号  
平成31年4月19日陸幕法第133号

陸上総隊司令官  
各方面總監  
各部隊長  
各機関の長  
殿

陸上幕僚長の命により  
総務課長

(例規33)

共済組合長期給付に係る給付制限の事務処理について(通達)

国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和33年法律第129号)の規定により長期給付の請求権を有する者のうち、懲戒免職の処分を受け又は停職処分を受け若しくは自衛隊法第38条第1項第2号に該当することにより失職した者に対する標記について下記により実施されたい。

なお、次の通達は廃止する。

陸幕発厚第249号(35.10.14)長期給付にかかる給付制限の事務処理に関する通達

陸幕発厚第10号(36.1.25)長期給付にかかる給付制限意見書の記載要領に関する通達

陸幕発厚第156号(37.7.3)長期給付の給付制限に関する意見書の事務処理に関する通達

記

1 懲戒免職又は停職処分を受けた場合

懲戒権者(任命権に関する訓令(昭和36年防衛庁訓令第4号)に規定する懲戒権者をいう。)は、別紙第1の様式による長期給付の給付制限に関する意見書(以下「意見書」という。)正1部、副2部を作成し、その者が所属していた共済組合支部長(以下「支部長」という。)に送付する。

2 失職した場合

任免権者（任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、意見書正1部、副2部のほか判決書の謄本の写し及び説明書各2部を作成し、支部長に送付する。

3 遺族のうち年金受給者が禁固以上の刑に処せられた場合

職員の離職時の任免権者であった者は、知り得た範囲内において必要と認められた場合に限り当該遺族たる受給権者に係る意見書正1部、副2部のほか判決書の謄本の写し及び説明書各2部を作成の上、支部長に送付する。

4 前3項に掲げる意見書の記載要領は、別紙第2による。

## 長期給付の給付制限に関する意見書

1 給付制限の 対象者	(1) 氏 名	( 年 月 日生)		
	(2) 元職員との 続柄		住所	
2 長期給付受 給権の基礎と なった元職員	(1) 所 属		階級	
	(2) 氏 名			
3 懲戒処分又 は刑罰の種類				
4 懲戒処分又 は刑罰の事由				
5 給付制限に 関する意見	(1) 法定率以下とする必 要	(2) (1)のありとする場合の 適当と認める率		
	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	/ 1 0 0		
6 5 について の理由	<p>上記の者に係る国家公務員共済組合法第 9 4 条に基づき同法施行令第 2 1 条の 2 に規定する給付権限については、以上のとおり行うことを適当と認めます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>(任免権者又は懲戒権者)</p>			

長期給付の給付制限に関する意見書の記載要領

- 1項 「氏名」の欄は、遺族の場合は当該遺族の氏名を記入する。「元職員との続柄」及び「住所」の欄は、遺族の場合のみ記入する。
- 2項 「所属の欄」は、「第○普通科連隊第○大隊」の例による。  
「階級の欄」は、略称を用いず「陸士長、3等陸曹」の例による。
- 3項 停職処分、懲戒免職、失職等それぞれ処分内容を、刑事事件の場合はその判決事項（懲役1年、執行猶予3年等）を記入する。
- 4項 処分の事由を具体的に記入する。  
例： 年 月 日○○市内において背広1着、カメラ1台、時計1個を窃盗した。
- 5項 該当する□の中にもレを付す。  
法定率を適当と認めた場合は、「□なし」の箇所にレを付し(2)の率の分子を20とする。
- 6項 給付制限について、次の例により本人及び社会に及ぼした状況を勘案し記入する。
  - 例1 本人は窃盗を行い、新聞にも報道され部外に与えた影響は大きくまた、本人の改しゅんの情極めて希薄であるので法定率が適当と認める。
  - 例2 本人は飲酒の上、通行人に暴行を加えたものであるが、翌日被害者にわび、改しゅんの情顕著であるので上記給付制限が適当と認められる。